



# 山形県公報

平成17年4月1日(金)  
第1631号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

|                               |                |
|-------------------------------|----------------|
| 山形県公舎管理規則の一部を改正する規則.....      | (管財課) ...364   |
| 山形県立米沢女子短期大学学則の一部を改正する規則..... | (学術振興課) ...365 |

### 訓 令

|                                |                |
|--------------------------------|----------------|
| 山形県総合政策審議会事務局規程の一部を改正する訓令..... | (政策企画課) ...368 |
|--------------------------------|----------------|

### 告 示

|                                  |                         |
|----------------------------------|-------------------------|
| 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更.....         | (財政課) ... 同             |
| 関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部変更.....   | (同) ... 同               |
| 山形県土地利用規制等対策費交付金交付規程を廃止する規程..... | (政策企画課) ... 同           |
| 有害図書類の指定.....                    | (文化振興課) ...369          |
| 指定居宅サービス事業者の指定.....              | (置賜総合支庁福祉課) ...370      |
| 民有保安林の指定.....                    | (森林課) ... 同             |
| 道路の区域の変更.....                    | (村山総合支庁建設総務課) ...371    |
| 同.....                           | (同) ... 同               |
| 同.....                           | (同) ... 同               |
| 同.....                           | (同) ...372              |
| 県道の供用の開始.....                    | (同) ... 同               |
| 道路の区域の変更.....                    | (最上総合支庁建設総務課) ... 同     |
| 県道の供用の開始.....                    | (同) ...374              |
| 同.....                           | (置賜総合支庁建設総務課) ... 同     |
| 道路の区域の変更.....                    | (置賜総合支庁西置賜総務建築課) ...375 |
| 同.....                           | (同) ... 同               |
| 同.....                           | (同) ... 同               |
| 同.....                           | (庄内総合支庁建設総務課) ...376    |
| 同.....                           | (同) ... 同               |
| 県道の供用の開始.....                    | (同) ...377              |
| 同.....                           | (同) ... 同               |

### 議 会 関 係

#### 告 示

|                                |   |
|--------------------------------|---|
| 山形県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程..... | 同 |
|--------------------------------|---|

### 公安委員会関係

#### 告 示

|                      |        |
|----------------------|--------|
| 地域交通安全活動推進委員の委嘱..... | ...380 |
|----------------------|--------|

### 病院事業局関係

#### 規 程

|                             |        |
|-----------------------------|--------|
| 山形県病院事業局就業規程の一部を改正する規程..... | ...384 |
|-----------------------------|--------|

公 告

平成17年度保育士試験の実施..... ( 児童家庭課 ) ...387

規 則

山形県公舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第33号

山形県公舎管理規則の一部を改正する規則

山形県公舎管理規則(昭和43年4月県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「企業局」を「企業局及び病院事業局」に改める。

第3条第2項第2号中「第7号」を「第6号」に改め、同項第6号中「総務部危機管理室消防防災課」を「総務部危機管理室総合防災課」に改める。

第5条第4号中「第7号」を「第6号」に改める。

別表第1項の表を次のように改める。

| 構 造                        | 建 設 年 次 別 区 分  | 公 舎 面 積 区 分 |            |
|----------------------------|----------------|-------------|------------|
|                            |                | 70平方メートル未満  | 70平方メートル以上 |
| 木 造                        | 平成15年以降        | 292         | 359        |
|                            | 平成10年から平成14年まで | 286         | 350        |
|                            | 平成5年から平成9年まで   | 279         | 342        |
|                            | 昭和63年から平成4年まで  | 272         | 334        |
|                            | 昭和60年から昭和62年まで | 265         | 325        |
|                            | 昭和58年及び昭和59年   | 229         | 281        |
|                            | 昭和53年から昭和57年まで | 215         | 265        |
|                            | 昭和48年から昭和52年まで | 163         | 210        |
|                            | 昭和43年から昭和47年まで | 137         | 173        |
|                            | 昭和42年以前        | 112         | 145        |
| 組 積 造                      | 平成15年以降        | 292         | 359        |
|                            | 平成10年から平成14年まで | 286         | 350        |
|                            | 平成5年から平成9年まで   | 279         | 342        |
|                            | 昭和63年から平成4年まで  | 272         | 334        |
|                            | 昭和60年から昭和62年まで | 265         | 325        |
|                            | 昭和58年及び昭和59年   | 229         | 281        |
|                            | 昭和53年から昭和57年まで | 222         | 273        |
|                            | 昭和48年から昭和52年まで | 201         | 249        |
|                            |                | 昭和47年以前     | 176        |
| 鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 | 平成15年以降        | 292         | 359        |
|                            | 平成10年から平成14年まで | 286         | 350        |
|                            | 平成5年から平成9年まで   | 279         | 342        |
|                            | 昭和63年から平成4年まで  | 272         | 334        |
|                            | 昭和58年から昭和62年まで | 263         | 322        |
|                            | 昭和53年から昭和57年まで | 247         | 303        |
|                            | 昭和50年から昭和52年まで | 221         | 272        |
|                            | 昭和48年及び昭和49年   | 207         | 255        |
|                            |                | 昭和47年以前     | 189        |

別表第2項中「80平方メートル」を「100平方メートル」に改め、同表第3項第1号中「警察官派出所長」を「交番所長」に改め、同項第2号中「警察職員待機宿舍」を「警察職員宿舍」に改め、同表第4項中「16,000円」を「29,000円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成17年7月1日から同年12月31日までの間における公舎料の額は、改正後の別表の規定により算定される公舎料の額(以下「改正後の公舎料」という。)が改正前の別表の規定により算定される公舎料の額(以下「改正前の公舎料」という。)を超える場合には、改正後の別表の規定にかかわらず、改正後の公舎料から当該超える額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を控除した額とする。

3 別表の改正規定の施行の際現に存する警察職員宿舍について、改正後の公舎料が改正前の公舎料を下回る場合においては、当該警察職員宿舍の公舎料の額は、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

山形県立米沢女子短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋藤 弘

山形県規則第34号

山形県立米沢女子短期大学学則の一部を改正する規則

山形県立米沢女子短期大学学則(昭和48年3月県規則第7号)の一部を次のように改正する。

第8条第1号中「教職」を「中学校教諭」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 栄養教諭に関する科目 別表第11のとおり

第16条第1項の表中「教育職員免許状」を「中学校教諭免許状」に、

|        |                                                       |   |
|--------|-------------------------------------------------------|---|
| 健康栄養学科 | 栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条第1項に規定する栄養士の免許の資格(以下「栄養士資格」という。) | を |
|--------|-------------------------------------------------------|---|

|        |                                                                                                                    |       |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 健康栄養学科 | 1 栄養士法(昭和22年法律第245号)第2条第1項に規定する栄養士の免許の資格(以下「栄養士資格」という。)<br>2 教育職員免許法第4条第1項に規定する普通免許状のうち栄養教諭の二種免許状(以下「栄養教諭免許状」という。) | に改める。 |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|

第17条第1項及び第3項中「教育職員免許状」を「中学校教諭免許状」に改め、同条に次の1項を加える。

6 栄養教諭免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則の規定に基づき、別表第1及び別表第6に規定する授業科目のうちその取得に必要な授業科目並びに別表第11に規定する授業科目を履修して当該授業科目の単位を修得し、かつ、栄養士資格を取得しなければならない。

別表第1中

|      |   |   |    |   |
|------|---|---|----|---|
| 生命科  | 学 | 2 | 30 | を |
| 地球環境 | 論 | 2 | 30 |   |

|     |   |   |    |    |
|-----|---|---|----|----|
| 生命科 | 学 | 2 | 30 | に、 |
|-----|---|---|----|----|

|    |   |   |    |   |
|----|---|---|----|---|
| 英語 | 九 | 2 | 30 | を |
| 英語 | 十 | 2 | 30 |   |

|    |   |   |    |    |
|----|---|---|----|----|
| 英語 | 九 | 2 | 30 | に、 |
|----|---|---|----|----|

|     |   |   |    |   |
|-----|---|---|----|---|
| 英会話 | D | 2 | 30 | を |
|-----|---|---|----|---|

|        |   |   |   |   |   |   |    |       |
|--------|---|---|---|---|---|---|----|-------|
| 「英     | 会 | 話 | D |   | 2 |   | 30 |       |
| 英      | 会 | 話 | E |   | 2 |   | 30 | に改める。 |
| 別表第2中  |   |   |   |   |   |   |    |       |
| 「漢     | 文 | 学 | 特 | 殊 | 講 | 義 |    |       |
| 児      |   | 童 |   | 文 |   | 学 | 2  | 30    |
|        |   |   |   |   |   |   | 2  | 30    |
| 」を     |   |   |   |   |   |   |    |       |
| 「漢     | 文 | 学 | 特 | 殊 | 講 | 義 |    |       |
|        |   |   |   |   |   |   | 2  | 30    |
| 」に、    |   |   |   |   |   |   |    |       |
| 「民     | 俗 | 学 | 概 | 説 |   |   |    |       |
|        |   |   |   |   |   |   | 4  | 60    |
| 」を     |   |   |   |   |   |   |    |       |
| 「民     | 俗 | 学 | 概 | 説 |   |   |    |       |
|        |   |   |   |   |   |   | 2  | 30    |
| 」に改める。 |   |   |   |   |   |   |    |       |
| 別表第3中  |   |   |   |   |   |   |    |       |
| 「西     |   | 洋 | 史 |   |   |   |    |       |
|        |   |   |   |   |   |   | 4  | 60    |
| 」を     |   |   |   |   |   |   |    |       |
| 「西     |   | 洋 | 史 |   |   |   |    |       |
|        |   |   |   |   |   |   | 2  | 30    |
| 」に、    |   |   |   |   |   |   |    |       |
| 「異     | 文 | 化 | 理 | 解 | 三 |   |    |       |
| 異      | 文 | 化 | 理 | 解 | 四 | 2 | 30 |       |
|        |   |   |   |   |   | 2 | 30 |       |
| 」を     |   |   |   |   |   |   |    |       |
| 「異     | 文 | 化 | 理 | 解 | 三 |   |    |       |
|        |   |   |   |   |   |   | 2  | 30    |
| 」に改める。 |   |   |   |   |   |   |    |       |
| 別表第4中  |   |   |   |   |   |   |    |       |
| 「日     | 本 | 思 | 想 | 史 | 概 | 説 | 2  | 30    |
| 外      |   | 国 |   | 史 | 一 |   | 4  | 60    |
| 外      |   | 国 |   | 史 | 二 |   | 4  | 60    |
| 」を     |   |   |   |   |   |   |    |       |
| 「日     | 本 | 史 | 概 | 説 | 五 |   |    |       |
| 日      | 本 | 思 | 想 | 史 | 概 | 説 | 2  | 30    |
| 外      |   | 国 |   | 史 | 一 |   | 2  | 30    |
| 外      |   | 国 |   | 史 | 二 |   | 2  | 30    |
| 」に、    |   |   |   |   |   |   |    |       |
| 「日     | 本 | 史 | 演 | 習 | 六 |   |    |       |
| 史      | 学 | 概 | 論 | ・ | 史 | 学 | 4  | 60    |
|        |   |   |   |   |   |   | 2  | 30    |
| 」を     |   |   |   |   |   |   |    |       |
| 「日     | 本 | 史 | 演 | 習 | 六 |   |    |       |
|        |   |   |   |   |   |   | 4  | 60    |
| 」に、    |   |   |   |   |   |   |    |       |
| 「考     | 古 | 学 | 概 | 説 |   |   |    |       |
|        |   |   |   |   |   |   | 4  | 60    |
| 」を     |   |   |   |   |   |   |    |       |
| 「考     | 古 | 学 | 概 | 説 |   |   |    |       |
|        |   |   |   |   |   |   | 2  | 30    |
| 」に、    |   |   |   |   |   |   |    |       |
| 「民     | 族 | 学 | 概 | 説 |   |   |    |       |
|        |   |   |   |   |   |   | 4  | 60    |
| 」を     |   |   |   |   |   |   |    |       |
| 「民     | 族 | 学 | 概 | 説 |   |   |    |       |
|        |   |   |   |   |   |   | 2  | 30    |
| 」に、    |   |   |   |   |   |   |    |       |
| 「生     | 活 | 文 | 化 | 史 | 二 |   |    |       |
| 生      | 活 | 文 | 化 | 史 | 三 | 2 | 30 |       |
|        |   |   |   |   |   | 2 | 30 |       |
| 」を     |   |   |   |   |   |   |    |       |

|                  |   |    |        |
|------------------|---|----|--------|
| 「生活文化史二          | 2 | 30 | 」に、    |
| 「地誌学             | 2 | 30 | 」を     |
| 「歴史地理学           | 2 | 30 |        |
| 「地誌学             | 2 | 30 | 」に改める。 |
| 別表第6中            |   |    |        |
| 「健康運動科学(実技を含む)   | 2 | 30 | 」を     |
| 「健康運動科学実習        | 1 | 45 |        |
| 「健康運動科学(実技を含む)   | 2 | 30 | 」に、「栄養 |
| 教育論」を「学校栄養教育論」に、 |   |    |        |
| 「栄養情報処理実習        | 1 | 45 | 」を     |
| 「栄養情報処理実習        | 1 | 30 | 」に、    |
| 「給食計画論           | 2 | 30 | 」を     |
| 「給食実務論           | 2 | 30 |        |
| 「給食計画論           | 1 | 15 | 」に改める。 |
| 「給食実務論           | 1 | 15 |        |

別表第7中「教職に」を「中学校教諭に」に、「道徳と特別活動の指導法」を「道徳教育・特別活動」に、「現代の課題」を「総合演習」に、「180」を「120」に改める。

別表第10の次に次の1表を加える。

別表第11

栄養教諭に関する科目

| 授業科目        | 単位数 |    | 学修時間<br>(時間) |
|-------------|-----|----|--------------|
|             | 必修  | 選択 |              |
| 教職の意義と教員の役割 | 2   |    | 30           |
| 教育原理        | 2   |    | 30           |
| 発達と学習       | 2   |    | 30           |
| 学校教育の制度及び経営 |     | 2  | 30           |
| 道徳教育・特別活動   | 2   |    | 30           |
| 生徒指導        | 2   |    | 30           |
| 教育相談        | 2   |    | 30           |
| 総合演習        | 2   |    | 30           |
| 栄養教育実習      | 1   |    | 45           |
| 事前・事後指導     | 1   |    | 45           |

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の日の前日において山形県立米沢女子短期大学に在学する者及び転入学等により当該在学する者の属する年次に在学することとなる者に係る取得できる資格及び免許状の種類、授業科目、単位数及び学修時間並びに卒業の認定に必要な単位は、改正後の第8条、第16条第1項、第17条、別表第1から別表第4、別表第

6、別表第7及び別表第11の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 訓 令

山形県訓令第5号

中  
関  
機  
関  
出  
先  
庁

山形県総合政策審議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県総合政策審議会事務局規程の一部を改正する訓令

山形県総合政策審議会事務局規程(平成13年4月県訓令第25号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「及び総合支庁長」を「、総合支庁長及び改革推進監」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 告 示

山形県告示第290号

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更した。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

第3条第2号中「さいたま市」の下に「、静岡市」を加える。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

山形県告示第291号

関東・中部・東北自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のとおり変更した。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

第3条第2号中「横浜市」を「横浜市、静岡市」に改める。

附 則

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

山形県告示第292号

山形県土地利用規制等対策費交付金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県土地利用規制等対策費交付金交付規程を廃止する規程

山形県土地利用規制等対策費交付金交付規程(昭和60年10月県告示第1230号)は、廃止する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
- 2 廃止前の山形県土地利用規制等対策費交付金交付規程に基づき交付金の交付の決定があった事業に係る実績の報告については、なお従前の例による。

## 山形県告示第293号

山形県青少年保護条例(昭和54年3月県条例第13号)第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋藤 弘

( 図 書 )

| 指定番号 | 題 名               | 図書コード       | 発行所等       | 指定の理由                               |
|------|-------------------|-------------|------------|-------------------------------------|
| 8265 | 微熱SUPERデラックス 4月号  | 07689 - 4   | セブン新社      | 著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。 |
| 8266 | パソコンパラダイス 4月号     | 07483 - 04  | (株)メディアックス |                                     |
| 8267 | miniパラ VOL.8      | 11816 - 4/5 | 竹書房        |                                     |
| 8268 | 愛の告白集 サラン         | 02894 - 03  | サニー出版(株)   |                                     |
| 8269 | スペシャルAYA 4月号      | 09671 - 04  | 宙出版        |                                     |
| 8270 | となりのあの子           | 52120 - 77  | (株)フロム出版   |                                     |
| 8271 | ふたりエッチ select 6   | 67503 - 40  | (株)白泉社     |                                     |
| 8272 | レディースコミック・タブー 4月号 | 19673 - 04  | 三和出版(株)    |                                     |
| 8273 | 危険な愛体験スペシャル 4月号   | 02893 - 4   | サニー出版(株)   |                                     |
| 8274 | コミックザ・ベストVol.022  | 14078 - 4   | KKベストセラーズ  |                                     |
| 8275 | カルビPOWER 4月号      | 02591 - 04  | 若生出版(株)    |                                     |
| 8276 | 特冊快援隊             | 05216 - 4/5 | 竹書房        |                                     |
| 8277 | こんなにやさしいお姉さん 4月号  | 07538 - 04  | (株)ダイアプレス  |                                     |
| 8278 | ふたりエッチ27          | 44320 - 62  | (株)白泉社     |                                     |
| 8279 | 彼女のヒミツ            | 52121 - 25  | (株)フロム出版   |                                     |
| 8280 | エキセントリックLOVER     | 53413 - 28  | (株)笠倉出版社   |                                     |

《参考》青少年保護条例第8条第2項第1号並びに第2号の規定(包括基準)に該当する有害図書類

( 図 書 )

| 番号 | 題 名              | 区 分        | 発行所等       |
|----|------------------|------------|------------|
| 1  | いや～ん!若奥さま VOL.9  | コード不明      | コマダムBK社    |
| 2  | アップル写真館投稿ビデオ11月号 | 11583 - 11 | (株)大 洋 図 書 |

(録画テープ等)

| 番号 | 題名               | 区分  | 発行所等        |
|----|------------------|-----|-------------|
| 1  | 女子校生中出し倶楽部 なおちゃん | DVD | (株)ワズファクトリー |
| 2  | 実録 放課後淫戯         | ビデオ | マイガール       |

## 山形県告示第294号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。  
平成17年4月1日

山形県知事 齋藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地      | 事業所の名称及び所在地                   | 居宅サービスの種類 | 指定年月日      |
|--------------------------|-------------------------------|-----------|------------|
| 有限会社 庵<br>米沢市窪田町小瀬490番地1 | いおり訪問介護サービス<br>米沢市窪田町小瀬490番地1 | 訪問介護      | 平成17. 3.10 |

## 山形県告示第295号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。  
平成17年4月1日

山形県知事 齋藤 弘

## 1 指定に係る保安林の所在場所

最上郡大蔵村大字南山字沼の台山1447 - 4、1490 - 1、2074 - 233、字沼ノ台山2064 - 1、2064 - 2、2064 - 3、2067、2068、2069 - 1、2070、2071 - 1、2072 - 1、2072 - 4、2072 - 5、2072 - 6、2074 - 7、2074 - 9、2074 - 11、2074 - 13、2074 - 15、2074 - 16、2074 - 17、2074 - 19、2074 - 20、2074 - 21、2074 - 45、2074 - 46、2074 - 48、2074 - 49、2074 - 51、2074 - 102、2074 - 124、2074 - 126、2074 - 131、2074 - 132、2074 - 135、2074 - 137、2074 - 138、2074 - 139、2074 - 140、2074 - 141、2074 - 142、2074 - 143、2074 - 145、2074 - 147、2074 - 148、2074 - 149、2074 - 150、2074 - 151、2074 - 152、2074 - 155、2074 - 157、2074 - 158、2074 - 159、2074 - 160、2074 - 162、2074 - 165、2074 - 166、2074 - 167、2074 - 168、2074 - 170、2074 - 171、2074 - 172、2074 - 173、2074 - 174、2074 - 175、2074 - 177、2074 - 230、2074 - 234、2074 - 235、字沼の台2074 - 96

## 2 指定の目的

公衆の保健

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

イ 主伐に係る伐採種は、択伐とする。

ロ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ハ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

## (3) 植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林課及び大蔵村役場に備え置いて縦覧に供する。)

## 山形県告示第296号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年4月1日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                         | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                  | 延長            |
|-------------------------------------------|---|------|------------------------|---------------|
| 山形市大字長谷堂字川原4676番1から<br>上山市久保手字久保手3769番6まで |   | 旧    | 52.5メートル<br>と<br>4.0   | メートル<br>3,380 |
|                                           |   |      | 237.0メートル<br>と<br>12.0 | メートル<br>2,680 |
| 同                                         | 上 | 新    | 70.0メートル<br>と<br>12.0  | 同上            |

## 山形県告示第297号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年4月1日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上山七ヶ宿線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                           | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長            |
|-----------------------------|---|------|-----------------------|---------------|
| 上山市二日町418番2から<br>同 南町16番5まで |   | 旧    | 20.0メートル<br>と<br>8.1  | メートル<br>857   |
|                             |   |      | 44.0メートル<br>と<br>16.0 | メートル<br>1,089 |
| 同                           | 上 | 新    | 44.0メートル<br>と<br>12.0 | 同上            |

## 山形県告示第298号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年4月1日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蔵王公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長            |
|---------------------------------------|---|------|-----------------------|---------------|
| 山形市蔵王半郷字西ノ宮250番7から<br>同 蔵王成沢字町浦640番まで |   | 旧    | 30.0メートル<br>↓<br>7.9  | メートル<br>1,884 |
|                                       |   |      | 57.0メートル<br>↓<br>23.0 | メートル<br>1,906 |
| 同                                     | 上 | 新    | 57.0メートル<br>↓<br>23.0 | 同上            |

## 山形県告示第299号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年4月1日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蔵王公園線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                       | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長         |
|-------------------------|---|------|-----------------------|------------|
| 山形市蔵王半郷字石高2番から<br>同 上まで |   | 旧    | 14.3メートル<br>↓<br>9.4  | メートル<br>37 |
|                         |   |      | 14.3メートル<br>↓<br>10.7 | 同上         |
| 同                       | 上 | 新    | 14.3メートル<br>↓<br>10.7 | 同上         |

## 山形県告示第300号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成17年4月1日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 蔵王公園線
- 2 供用開始の区間 山形市蔵王半郷字石高2番から  
同 上まで
- 3 供用開始の期日 平成17年4月1日

## 山形県告示第301号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年4月1日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 道路の種類 県道  
(2) 路線名 新庄次年子村山線  
(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                  | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|--------------------|---|------|----------|---------|
| 新庄市大字仁間字磯の沢324番1から |   | 旧    | 28.0メートル | 121メートル |
| 同 370番1まで          |   |      | 19.6     |         |
| 同                  | 上 | 新    | 28.0メートル | 同上      |
|                    |   |      | 19.6     |         |

- 2 (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 新庄次年子村山線  
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長     |
|------------------------|---|------|----------|--------|
| 最上郡舟形町堀内字松橋前山3371番29から |   | 旧    | 13.5メートル | 35メートル |
| 同 上まで                  |   |      | 4.5      |        |
| 同                      | 上 | 新    | 29.0メートル | 同上     |
|                        |   |      | 4.5      |        |

- 3 (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 大石田畑線  
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                   | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|---------------------|---|------|----------|---------|
| 最上郡舟形町堀内字本堀内711番2から |   | 旧    | 21.0メートル | 108メートル |
| 同 字堂ヶ沢3029番まで       |   |      | 8.8      |         |
| 同                   | 上 | 新    | 13.5メートル | 同上      |
|                     |   |      | 7.8      |         |

- 4 (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 平田鮭川線  
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長      |
|-----------------------|---|------|----------|---------|
| 最上郡鮭川村大字佐渡字八石2170番1から |   | 旧    | 62.0メートル | 230メートル |
| 同 2026番1まで            |   |      | 32.0     |         |
| 同                     | 上 | 新    | 62.0メートル | 同上      |
|                       |   |      | 32.0     |         |

- 5 (1) 道路の種類 県道  
 (2) 路線名 神田川口線  
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                     | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員    | 延長        |
|-----------------------|---|------|----------|-----------|
| 最上郡鮭川村大字向居字浦山1054番2から |   | 旧    | 20.4メートル | 1,292メートル |
| 同 大字川口字野中沢1311番1まで    |   |      | 3.6      |           |
| 最上郡鮭川村大字向居字浦山1054番2から |   | 新    | 47.0メートル | 1,060メートル |
| 同 大字川口字上大淵5479番まで     |   |      | 13.0     |           |
| 最上郡鮭川村大字向居字浦山1054番2から |   | 新    | 47.0メートル | 同上        |
| 同 大字川口字上大淵5479番まで     |   |      | 13.0     |           |

## 山形県告示第302号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成17年4月1日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- |    |             |                                               |
|----|-------------|-----------------------------------------------|
| 1  | (1) 路線名     | 新庄次年子村山線                                      |
|    | (2) 供用開始の区間 | 新庄市大字仁間字磯の沢324番1から<br>同 370番1まで               |
|    | (3) 供用開始の期日 | 平成17年4月1日                                     |
| 2  | (1) 路線名     | 新庄次年子村山線                                      |
|    | (2) 供用開始の区間 | 最上郡舟形町堀内字松橋前山3371番29から<br>同 上まで               |
|    | (3) 供用開始の期日 | 平成17年4月1日                                     |
| 3  | (1) 路線名     | 大石田畑線                                         |
|    | (2) 供用開始の区間 | 最上郡舟形町堀内字本堀内711番2から<br>同 字堂ヶ沢3029番まで          |
|    | (3) 供用開始の期日 | 平成17年4月1日                                     |
| 4  | (1) 路線名     | 大石田畑線                                         |
|    | (2) 供用開始の区間 | 最上郡舟形町堀内字瀬脇404番1から<br>同 3465番1まで              |
|    | (3) 供用開始の期日 | 平成17年4月1日                                     |
| 5  | (1) 路線名     | 真室川鮭川線                                        |
|    | (2) 供用開始の区間 | 最上郡真室川町大字大滝字下野337番12から<br>同 860番まで            |
|    | (3) 供用開始の期日 | 平成17年4月1日                                     |
| 6  | (1) 路線名     | 真室川鮭川線                                        |
|    | (2) 供用開始の区間 | 最上郡真室川町大字新町字新町27番から<br>同 2番7まで                |
|    | (3) 供用開始の期日 | 平成17年4月1日                                     |
| 7  | (1) 路線名     | 真室川鮭川線                                        |
|    | (2) 供用開始の区間 | 最上郡真室川町大字内町字内町51番1から<br>同 鮭川村大字石名坂字石名坂259番2まで |
|    | (3) 供用開始の期日 | 平成17年4月1日                                     |
| 8  | (1) 路線名     | 赤坂真室川線                                        |
|    | (2) 供用開始の区間 | 新庄市大字昭和字昭和804番6から<br>同 797番2まで                |
|    | (3) 供用開始の期日 | 平成17年4月1日                                     |
| 9  | (1) 路線名     | 土内五日町線                                        |
|    | (2) 供用開始の区間 | 新庄市十日町字稻荷前5418番1から<br>同 5463番2まで              |
|    | (3) 供用開始の期日 | 平成17年4月1日                                     |
| 10 | (1) 路線名     | 平田鮭川線                                         |
|    | (2) 供用開始の区間 | 最上郡鮭川村大字佐渡字八石2170番1から<br>同 2026番1まで           |
|    | (3) 供用開始の期日 | 平成17年4月1日                                     |

## 山形県告示第303号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成17年4月1日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 南陽川西線
- 2 供用開始の区間 東置賜郡川西町大字高山字畑中2394番1から  
同 字畑中三3488番2まで
- 3 供用開始の期日 平成17年3月18日

山形県告示第304号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成17年4月1日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五味沢小国線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延長          |
|----------------------------------------|---|------|----------------------|-------------|
| 西置賜郡小国町大字栃蔵字上巖高209番1から<br>同 字沢向183番7まで |   | 旧    | 14.1メートル<br>と<br>8.4 | メートル<br>185 |
|                                        |   |      | 20.4メートル<br>と<br>9.5 | メートル<br>178 |
| 同                                      | 上 | 新    | 20.4メートル<br>と<br>9.5 | 同上          |

山形県告示第305号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成17年4月1日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 玉川沼沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                                             | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長            |
|-----------------------------------------------|---|------|-----------------------|---------------|
| 西置賜郡小国町大字叶水字北原二1220番1から<br>同 大字市野々字大平651番20まで |   | 旧    | 45.0メートル<br>と<br>4.5  | メートル<br>2,465 |
|                                               |   |      | 207.0メートル<br>と<br>8.5 | メートル<br>1,640 |
| 同                                             | 上 | 新    | 207.0メートル<br>と<br>8.5 | 同上            |

山形県告示第306号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成17年4月1日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 米沢飯豊線  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                         | 間               | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長          |
|---------------------------|-----------------|------|------------------|-------------|
| 西置賜郡飯豊町大字手ノ子字八幡道西1694番1から | 同 字上段下二1634番8まで | 旧    | 18.2メートル         | メートル<br>490 |
| 同                         |                 |      | 5.0              |             |
| 西置賜郡飯豊町大字手ノ子字八幡道西1694番1から | 同 字大西1224番5まで   | 旧    | 39.0メートル         | メートル<br>929 |
| 同                         |                 |      | 18.0             |             |
| 同                         | 上               | 新    | 39.0メートル<br>18.0 | 同上          |

## 山形県告示第307号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年4月1日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 藤島由良線  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                 | 間                | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延長          |
|-------------------|------------------|------|-----------------|-------------|
| 鶴岡市大字加茂字大崩452番5から | 同 大字今泉字大久保414番まで | 旧    | 11.0メートル        | メートル<br>273 |
| 同                 |                  |      | 7.4             |             |
| 同                 | 上                | 新    | 11.2メートル<br>7.0 | 同上          |

## 山形県告示第308号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年4月1日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 道路の種類 県道  
2 路線名 円能寺砂越停車場線  
3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                     | 間                | 旧新の別 | 敷地の幅員            | 延長            |
|-----------------------|------------------|------|------------------|---------------|
| 飽海郡平田町大字北俣字仁助新田52番から  | 同 大字山谷字下川原104番まで | 旧    | 32.0メートル         | メートル<br>1,499 |
| 同                     |                  |      | 6.5              |               |
| 飽海郡平田町大字北俣字仁助新田29番2から | 同 大字山谷字下川原71番3まで | 旧    | 58.0メートル         | メートル<br>1,437 |
| 同                     |                  |      | 13.0             |               |
| 同                     | 上                | 新    | 34.0メートル<br>13.0 | 同上            |

## 山形県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年4月1日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 藤島由良線
- 2 供用開始の区間 鶴岡市大字加茂字大崩452番5から  
同 大字今泉字大久保414番まで
- 3 供用開始の期日 平成17年4月1日

## 山形県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成17年4月1日から同年4月14日まで縦覧に供する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 円能寺砂越停車場線
- 2 供用開始の区間 飽海郡平田町大字北俣字仁助新田29番2から  
同 大字山谷字下川原71番3まで
- 3 供用開始の期日 平成17年4月1日

## 議 会 関 係

### 告 示

## 山形県議会告示第1号

山形県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成17年4月1日

山形県議会議長 今 井 榮 喜

山形県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程

山形県議会情報公開条例施行規程（平成12年9月県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第4条第2項第4号」を「第4条第2項第3号」に改める。

第3条を次のように改める。

（個人に関する情報の例外的開示）

第3条 条例第6条第1項第2号二に規定する議長が定める情報は、次の各号に定める情報とする。

(1) 交際費の支出に関する情報に含まれる当該交際費の支出の対象となった個人の所属、役職名、氏名及び当該支出の内容。ただし、病気等に見舞いに係る支出であって相手方の権利利益の保護について特段の配慮が必要と認められる場合の当該支出に関する情報を除く。

(2) 食糧費の支出に関する情報に含まれる当該食糧費の支出の対象となった個人の所属、役職名、氏名及び当該支出の内容。ただし、当該支出の対象となった個人の職業、地域社会又は私生活における権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。

第4条第2項中「第7条第3項及び第4項」を「第7条第4項及び第5項」に改める。

第5条第3項中「映写若しくは再生」を「視聴」に改め、同条第5項中「印刷物」を「情報を用紙に出力したものの写し」に改め、同条第6項中「の写し及び印刷物」を「及び情報を用紙に出力したものの写し」に、「A列4番による」を「A列3番以下の大きさの」に改める。

別記様式第1号中

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>請求者の区分</p>    | <p>1 県内に住所を有する者<br/> 2 県内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体<br/> 〔 事務所又は事業所の名称<br/> 事務所又は事業所の所在地 〕<br/> 3 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者<br/> 〔 事務所又は事業所の名称<br/> 事務所又は事業所の所在地 〕<br/> 4 県内に存する学校に在学する者<br/> 〔 学校の名称<br/> 学校の所在地 〕<br/> 5 議会の事務に利害関係を有する者<br/> 〔 利害関係の内容 〕</p> |
| <p>希望する開示の方法</p> | <p>1 閲覧(閲覧に引き続く写しの交付の希望 有)<br/> 2 写しの交付(郵送による写しの交付の希望 有)<br/> 3 映写(マイクロフィルムについて映写に引き続く印刷物の交付の希望 有)<br/> 4 再生(光ディスク及び磁気ディスクについて再生に引き続く印刷物の交付の希望 有)<br/> 5 マイクロフィルム並びに光ディスク及び磁気ディスクに係る印刷物の交付(郵送による印刷物の交付の希望 有)</p>                                          |

を

|                  |                                                     |
|------------------|-----------------------------------------------------|
| <p>希望する開示の方法</p> | <p>1 閲覧<br/> 2 写しの交付(郵送による写しの交付の希望 有)<br/> 3 視聴</p> |
|------------------|-----------------------------------------------------|

に改め、同

様式の注書第2項中「及び内容」を「、内容等公文書を特定するために必要な事項」に改め、同注書第3項中「請求者の区分」及び「希望する開示の方法」の欄については、「を」を削り、「囲み、[ ]内に必要な事項を記入してください。」を「囲んでください。」に改める。

別記様式第2号中

「なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山形県議会議長に対して、異議申立てをすることができます。」を

「なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山形県議会議長に対して、異議申立てをすることができます。」

また、処分取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県議会議長を被告として提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この決定について異議申立てをした場合には、処分取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定(裁判)の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

改め、同様式の注書第4項中「異議申立て」を「異議申立て又は処分取消しの訴え」に改める。

別記様式第3号中

「なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山形県議会議長に対して、異議申立てをすることができます。」を

「なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山形県議会議長に対して、異議申立てをすることができます。」

また、処分取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県議会議長を被告として提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま

す。)ただし、この決定について異議申立てをした場合には、処分取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定(裁判)の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

改め、

| 開示をする公文書の件名               |  | 開示の日時    | 開示の場所                  |
|---------------------------|--|----------|------------------------|
| 開示をしない又は開示をしない部分を含む公文書の件名 |  | 開示をしない部分 | 条例第6条第1項各号又は同条第2項の該当条項 |
|                           |  |          | 開示をしない理由               |
|                           |  |          |                        |

を

| 開示をする公文書の件名 | 開示をしない部分 | 開示をしない理由<br>(条例第6条第1項各号又は同条第2項の該当条項) |
|-------------|----------|--------------------------------------|
|             |          |                                      |
| 開示の日時       |          |                                      |
| 開示の場所       |          |                                      |

に改め、

同様式の注書第4項中「異議申立て」を「異議申立て又は処分取消しの訴え」に改める。

別記様式第4号中、

「なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山形県議会議長に対して、異議申立てをすることができます。」

「なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山形県議会議長に対して、異議申立てをすることができます。」

また、処分取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県議会議長を被告として提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、この決定について異議申立てをした場合には、処分取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定(裁判)の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。

改め、

| 開示をしない公文書の件名 | 開示をしない部分 | 条例第6条第1項各号又は同条第2項の該当条項 | 開示をしない理由 |
|--------------|----------|------------------------|----------|
|              |          |                        |          |

を

| 開示をしない<br>公文書の件名 | 開示をしない部分 | 開示をしない理由<br>( 条例第6条第1項各号又は<br>同条第2項の該当条項 ) |
|------------------|----------|--------------------------------------------|
|                  |          |                                            |

に改め

る。

別記様式第5号中「第7条第3項(第4項)」を「第7条第4項(第5項)」に改め、

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山形県議会議長に対して、異議申立てをすることができます。」

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山形県議会議長に対して、異議申立てをすることができます。」

また、処分取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県議会議長を被告として提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、この決定について異議申立てをした場合には、処分取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定(裁決)の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

改める。

別記様式第9号中

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山形県議会議長に対して、異議申立てをすることができますが、開示の予定日までに異議申立てがないときは、に関する情報が開示されますので御承知ください。」

「 なお、この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山形県議会議長に対して、異議申立てをすることができます。」

また、処分取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県議会議長を被告として提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、この決定について異議申立てをした場合には、処分取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定(裁決)の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起しなければならないこととされています。」

開示の予定日までに異議申立て又は処分取消しの訴えがなされないときは に関する情報が開示されますので御承知ください。」

改める。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の山形県議会情報公開条例施行規程第3条の規定は、この規程の施行の日以後の支出に係る公文書について適用する。

### 公安委員会関係

#### 告 示

山形県公安委員会告示第2号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の29第1項の規定により、地域交通安全活動推進委員を次のとおり委嘱した。

平成17年4月1日

山形県公安委員会  
委員長 吉 田 美 智 子

## 1 活動区域、氏名及び住所

| 活動区域      | 氏名               | 住 所                 |
|-----------|------------------|---------------------|
| 山形警察署管内   | 悪原 満 男           | 山形市大字片谷地65番地        |
|           | 伊豆 倉 弘 子         | 同 江俣四丁目10番11号       |
|           | 羽柴 節 子           | 同 本町二丁目2番5号         |
|           | 加藤 邦 雄           | 同 東原町一丁目8番8号        |
|           | 加藤 藤 稔           | 同 松波一丁目2番10号        |
|           | 岩田 征 一           | 同 薬師町一丁目9番5号        |
|           | 結城 嘉 一           | 同 高原町757番地の1        |
|           | 原田 雅 雄           | 同 本町二丁目1番15号        |
|           | 原後 田 祀 男         | 同 吉原一丁目2番10号        |
|           | 山藤 勤 同           | 同 あさひ町11番23号        |
|           | 山口 権 之 助         | 同 十日町三丁目6番39号       |
|           | 小林 秀 一           | 同 江俣三丁目12番3号        |
|           | 小須 田 洋 同         | 同 東青田五丁目4番18号       |
|           | 青木 光 子           | 同 十日町二丁目3番21号       |
|           | 石倉 勲 同           | 同 落合町61番地の4         |
|           | 石澤 谷 次 同         | 同 双月町三丁目2番16号       |
|           | 長瀬 健 一 同         | 同 清住町三丁目6番50号       |
|           | 田村 正 同           | 同 宮町五丁目9番52号        |
|           | 木村 幸 次 同         | 同 大字滑川2370番地の33     |
|           | 目崎 義 美 同         | 同 南四番町3番24号         |
|           | 門間 文 子 同         | 同 荒橋町二丁目8番3号        |
|           | 會田 榮 一 同         | 同 蔵王半郷118番地3        |
|           | 齋藤 龍 彦 同         | 同 青田南25番6号          |
|           | 高橋 弘 同           | 同 大字平清水59番地の5       |
|           | 佐竹 武 博           | 同 東村山郡山辺町大字山辺319番地  |
|           | 石沢 謙 一 同         | 同 山辺町大字山辺360番地      |
| 門脇 幸 夫 同  | 同 山辺町大字山辺726番地の1 |                     |
| 高橋 好 子 同  | 同 中山町大字長崎4433番地  |                     |
| 武田 や 子 同  | 同 中山町大字達磨寺131番地  |                     |
| 渡辺 知 一 同  | 同 中山町大字土橋515番地   |                     |
| 上山警察署管内   | 青山 賢 二 同         | 同 上市市八日町4番21号       |
|           | 石塚 久 保 良 二 同     | 同 石曾根26番地           |
|           | 大渡 邊 和 利 同       | 同 四ッ谷一丁目3番17号       |
|           | 鈴木 木 清 美 同       | 同 旭町二丁目6番6号         |
| 天童警察署管内   | 押野 宏 子           | 同 小笹214番地           |
|           | 今田 健 吉 同         | 同 天童市柏木町二丁目13番43号   |
|           | 今野 豊 之 同         | 同 大字荒谷460番地の甲       |
|           | 佐藤 力 男 同         | 同 田鶴町三丁目13番23号      |
|           | 秋葉 勝 彦 同         | 同 大字原町甲35番地         |
|           | 松田 正 之 同         | 同 一日町一丁目8番11号       |
|           | 村山 喜 代 志 同       | 同 大字山口2732番地        |
| 長谷川 一 男 同 | 同 大字蔵増乙814番地     |                     |
| 寒河江警察署管内  | 国井 百 々 子         | 同 長岡北三丁目5番19号       |
|           | 結城 昭 雄 同         | 同 寒河江市大字西根字高畑1760番地 |
|           | 阿部 幸 一           | 同 末広町3番18号          |
|           |                  | 同 西村山郡西川町大字間沢80番地の2 |

|          |                 |                 |              |         |                 |                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------|-----------------|-----------------|--------------|---------|-----------------|----------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          | 芦伊柴小渡白富         | 埜藤田関辺井榎         | マ巳正則洋淑光      | サ規一雄司浩義 | ヨ男              | 同<br>同<br>同<br>同<br>同<br>同                               | 河北町谷地ひな市通り東15街区5番地<br>大江町大字左沢592番地の2<br>朝日町大字宮宿1026番地<br>大江町大字左沢499番地<br>西川町大字間沢81番地1<br>朝日町大字大谷93番地5<br>河北町谷地庚73番地                                                                                                                                                             |
| 村山警察署管内  | 下菊戸松松佐山菅武武      | 山池田岡田藤本原田       | 貞紘洋文忠昭敏貞勝    | 一       | 薫好義一郎男雄太郎夫芳     | 同<br>同<br>同<br>同<br>同<br>同<br>同                          | 村山市楯岡十日町1番1号<br>楯岡荒町二丁目8番27号<br>楯岡十日町3番2号<br>楯岡新町一丁目8番20号<br>大字大久保甲715番地<br>東根市三日町二丁目1番24号<br>大字東根甲561番地<br>大字若木9723番地の23<br>温泉町二丁目1番20号<br>神町中央二丁目4番7号                                                                                                                         |
| 尾花沢警察署管内 | 阿佐青有早           | 部藤木路坂           | 由昭好          | 生       | 巖子夫彦孝           | 同<br>同<br>同                                              | 尾花沢市大字六沢159番地<br>大字午房野586番地の2<br>若葉町二丁目13番18号<br>北村山郡大石田町大字大石田丙443番地<br>大石田町大字大石田丙393番地の1                                                                                                                                                                                       |
| 新庄警察署管内  | 阿須星渡影国佐佐柴庄齐大滝津高 | 部田山部澤分藤藤田司藤場口田橋 | 浩光忠秋壮五公五守純良好 |         | 悦子雄夫策一郎彌一範雄清健美雄 | 同<br>同<br>同<br>同<br>同<br>同<br>同<br>同<br>同<br>同<br>同<br>同 | 新庄市沖の町2番26号<br>大字升形630番地<br>十日町338番地<br>五日町1208番11号<br>最上郡戸沢村大字名高2146番地の2<br>大蔵村大字清水2588番地の1<br>真室川町大字木ノ下618番地<br>鮭川村大字川口3182番地<br>金山町大字金山918番地の11<br>金山町大字金山384番地の2<br>真室川町大字釜淵232番地の2<br>最上町大字志茂336番地の1<br>舟形町長沢3800番地の13<br>最上町大字向町550番地<br>舟形町舟形94番地の12<br>真室川町大字新町199番地の10 |
| 余目警察署管内  | 柿後工松本           | 崎藤藤田            | 俊む克          |         | 信明子廣幸           | 同<br>同<br>同<br>同                                         | 東田川郡余目町大字千河原字前野87番地<br>余目町大字千河原字前野99番地<br>余目町大字余目字長畑52番地<br>立川町大字清川字上川原9番地の12<br>立川町大字狩川字小野里22番地                                                                                                                                                                                |
| 酒田警察署管内  | 阿加元荒高上          | 部藤木生橋林          | き志和健直        | ぬ       | 子郎繁人一樹          | 同<br>同<br>同<br>同<br>同                                    | 酒田市大字安田字大平82番地<br>東栄町5番25号<br>北里町7番18号<br>若宮町一丁目19番2号<br>北千日町11番26号<br>北新町一丁目2番11号                                                                                                                                                                                              |

|         |   |   |   |   |                       |
|---------|---|---|---|---|-----------------------|
|         | 進 | 藤 | 満 | 同 | 東泉町一丁目 8番17号          |
|         | 菅 |   | 清 | 二 | 同 高見台二丁目 5番3号         |
|         | 石 | 塚 | 睦 | 哉 | 同 光ヶ丘五丁目 1番41号        |
|         | 池 | 田 | 正 | 二 | 同 京田一丁目 5番1号          |
|         | 池 | 田 |   | 榮 | 同 東大町一丁目 6番21号        |
|         | 土 | 田 | 和 | 夫 | 同 高見台一丁目16番13号        |
|         | 徳 | 田 | 茂 | 子 | 同 西野町 4番6号            |
|         | 木 | 村 |   | 晃 | 同 山居町一丁目 4番23号        |
|         | 鈴 | 木 | 泰 | 三 | 同 本町三丁目 6番11号         |
|         | 齋 | 藤 | 岩 | 美 | 同 高砂一丁目 3番12号         |
|         | 阿 | 部 |   | 昭 | 飽海郡八幡町法蓮寺字村前 7番地      |
|         | 佐 | 々 | 悦 | 子 | 同 遊佐町大字吉出字カクジ田 6番地    |
|         | 小 | 野 | 司 | 郎 | 同 平田町大字田沢字長根下 5番地の14  |
|         | 本 | 間 | 四 | 郎 | 同 遊佐町大字宮田字瀬畑36番地      |
| 鶴岡警察署管内 | 阿 | 部 | 猛 | 子 | 鶴岡市西新斎町15番22号         |
|         | 阿 | 部 | 善 | 浩 | 同 城南町 5番25号           |
|         | 古 | 庄 |   | 一 | 同 本町二丁目 6番6号          |
|         | 高 | 橋 | 久 | 男 | 同 末広町28番18号           |
|         | 佐 | 藤 | 明 | 子 | 同 美原町32番15号           |
|         | 佐 | 藤 | 和 | 勝 | 同 大字大淀川甲100番地         |
|         | 斎 | 藤 |   | 忠 | 同 神明町 1番41号           |
|         | 小 | 林 |   | 樹 | 同 大字加茂字岩倉228番地の 1     |
|         | 青 | 木 | 政 | 弘 | 同 大字大宝寺字中野98番地の 1     |
|         | 石 | 井 | 正 | 子 | 同 宝田二丁目 1番25号         |
|         | 池 | 田 | 梅 | 夫 | 同 鳥居町30番10号           |
|         | 畑 | 田 | 將 | 子 | 同 家中新町18番 5号          |
|         | 富 | 榎 | 美 | 志 | 同 大宝寺町 5番19号          |
|         | 本 | 間 | 清 | 一 | 同 大山三丁目27番24号         |
|         | 金 | 内 | 弘 | 光 | 東田川郡羽黒町大字荒川字花沢353番地   |
|         | 庄 | 司 |   | 一 | 同 三川町大字横山字横山114番地     |
|         | 難 | 波 | 真 | 作 | 同 羽黒町大字押口字川端13番地の33   |
|         | 武 | 田 | 伊 | 雄 | 同 藤島町大字砂塚字河戸向65番地     |
|         | 平 | 藤 | 重 | 作 | 同 櫛引町大字桂荒俣字下桂76番地     |
|         | 門 | 脇 | 健 |   | 同 朝日村大字上名川字堰西168番地の 1 |
| 温海警察署管内 | 遠 | 藤 | 正 | 司 | 西田川郡温海町大字湯温海字湯之里130番地 |
|         | 佐 | 藤 | 千 | 子 | 同 温海町大字鼠ヶ関字横路29番地の34  |
|         | 泉 |   | 忠 | 昭 | 同 温海町大字五十川己261番地の 4   |
|         | 板 | 垣 | 勝 | 康 | 同 温海町大字槇代 7番地         |
|         | 齋 | 藤 | 法 | 子 | 同 温海町大字温海戊557番地の 5    |
| 長井警察署管内 | 鈴 | 木 | 清 | 隆 | 長井市寺泉2611番地           |
|         | 田 | 中 | 迪 | 子 | 同 四谷二丁目 6番20号         |
|         | 高 | 橋 | 初 | 子 | 同 中道二丁目 8番26号の20      |
|         | 近 | 野 |   | 豊 | 同 今泉1188番地の 7         |
|         | 菊 | 地 |   | 榮 | 同 幸町 7番16号            |
|         | 横 | 山 | 静 | 枝 | 同 時庭1242番地の 3         |
|         | 菅 |   | 辰 | 郎 | 西置賜郡白鷹町大字鮎貝2197番地     |
|         | 土 | 田 | 達 | 雄 | 同 飯豊町大字椿696番地         |
|         | 小 | 川 |   | 功 | 同 白鷹町大字萩野1453番地の 1    |
|         | 小 | 松 | 要 | 一 | 同 飯豊町大字萩生1974番地       |



第24条中「前条第6項第4号」を「前条第6項第3号及び第4号」に改め、「同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と」を削り、「次の各号」を「次の各号に掲げるいずれかの」に、「から第3号まで」を「又は第2号に掲げる」に改める。

第50条第2項中「(介護休暇承認申請書を除く。)」を削り、「場合」を「場合(介護休暇を除く。)」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「前項の場合において、」を削り、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第1項の申請があった場合においては、管理者は速やかに当該申請に係る休暇の承認をするかどうかを決定するものとする。ただし、当該申請に係る期間のうち、当該申請があった日から起算して1週間を経過する日後の期間については、当該経過する日までに承認をするかどうかを決定することができる。

別表第3その他の項中

|           |                                            |  |   |
|-----------|--------------------------------------------|--|---|
| (16) 妻の分娩 | 出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間内において3日以内 |  | を |
|-----------|--------------------------------------------|--|---|

|                                                                                                                                                        |                                            |  |    |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|--|----|
| (16) 妻の出産                                                                                                                                              | 出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間内において3日以内 |  | に、 |
| (16の2) 妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき | 当該期間内において5日以内                              |  |    |

|                                                                                          |            |                                                            |   |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------------------------------------------------------|---|
| (19) 配偶者及び一親等の親族並びに職員と住居を一にする親族の疾病又は負傷について、当該疾病又は負傷が看護を必要とする場合で、当該職員以外に看護する者がいないと認められるとき | 1暦年につき5日以内 | 医師の診断書又はこれに代わる書面等。<br>ただし、管理者がその事実を確認できるときは、これを省略することができる。 | を |
|------------------------------------------------------------------------------------------|------------|------------------------------------------------------------|---|

|                                                                                                                                |                                                                                                                        |                                                            |      |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------|
| (19) 配偶者及び一親等の親族並びに職員と住居を一にする親族が疾病又は負傷のため看護を必要とする場合で、職員以外に看護者がいない(小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合にあつては、その子の看護のため勤務しないことが相当である)と認められるとき | 次に掲げる区分ごとにそれぞれ1暦年につき5日以内<br>(1) 配偶者及び一親等の親族(小学校就学の始期に達するまでの子を除く。)並びに職員と住居を一にする親族を看護する場合<br>(2) 小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合 | 医師の診断書又はこれに代わる書面等。<br>ただし、管理者がその事実を確認できるときは、これを省略することができる。 | に改め、 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|------|

同項第22号期間の欄中「除いて」を「除いて原則として」に改める。

別記様式第9号を次のように改める。

様式第9号

年 月 日

山形県病院事業管理者 殿

所属 職 氏 名 印

深夜勤務・時間外勤務制限請求書

下記のとおり〔 養育 介護 〕のため〔 深夜勤務 時間外勤務 〕の制限を請求します。

記

|                           |              |                                                                                                                                                                       |                       |
|---------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 1 請求に係る子又は要介護者            | 氏 名          | (要介護者の続柄：)                                                                                                                                                            |                       |
|                           | 子の生年月日       | 年 月 日生                                                                                                                                                                | (出産予定日)               |
|                           | 養子縁組の効力が生じた日 | 年 月 日                                                                                                                                                                 |                       |
| 2 職員の配偶者で当該子の親である者の有無及び状況 | 有            | 深夜において就業している。<br>(深夜勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入)<br>就業している。<br>(時間外勤務の制限を請求する場合で、該当するときのみ記入)<br>負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。<br>産前6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)又は産後8週間以内である。 |                       |
|                           | 無            |                                                                                                                                                                       |                       |
| 3 要介護者の状態及び具体的な介護の内容      |              |                                                                                                                                                                       |                       |
| 4 請求に係る期間                 | 深夜勤務の制限      | 年 月 日から<br>年 月 日まで                                                                                                                                                    | 毎日<br>毎週 曜日<br>その他( ) |
|                           | 時間外勤務の制限     | 年 月 日から<br>1年 月(12月に満たないものに限る。)                                                                                                                                       |                       |

(注) 1 「1」欄について

子の生年月日の欄及び養子縁組の効力が生じた日の欄は、子を養育するために請求する場合において記入するものとし、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、出産予定日にレ印を記入すること。

2 「2」欄について

(1) この欄は、子を養育するために請求する場合において記入すること。

(2) 「就業している」とは、就業日数が1月に3日を超えることをいう。

3 「3」欄について

この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入すること。

4 「4」欄について

子を養育するため深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する日以後の

最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。

5 該当する にはレ印を記入すること。

別記様式第10号中

「 要介護者と職員との親族関係が消滅した。(消滅の事由： ) を同居しなくなった。」

「 要介護者と職員との親族関係が消滅した。(消滅の事由： )」に改める。

別記様式第21号の注書第3項に後段として次のように加える。

なお、小学校就学の始期に達するまでの子を看護するため休暇を申請する場合にあっては、当該子の生年月日も併せて記入すること。

附 則

- この規程は、公布の日から施行する。
- この規程の施行前において、改正前の山形県病院事業局就業規程別表第3その他の項第19号に定める休暇を与えられた職員については、改正後の山形県病院事業局就業規程別表第3その他の項第19号期間の欄に掲げる区分に応じて、当該各区分の休暇を与えられたものとみなす。

## 公 告

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の8第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。

平成17年4月1日

山形県知事 齋 藤 弘

### 1 試験の日時及び場所

| 区 分 | 期 日                              | 時 間             | 場 所                 |
|-----|----------------------------------|-----------------|---------------------|
| 筆 記 | 平成17年8月3日(水)                     | 午前9時30分から午後4時まで | 山形市片谷地515<br>山形短期大学 |
|     | 平成17年8月4日(木)                     | 午前9時30分から午後4時まで |                     |
| 実 技 | 平成17年10月15日(土)<br>平成17年10月16日(日) | 別途指定する。         | 同 上                 |

### 2 受験手続

受験申請書を平成17年5月9日(月)から同月20日(金)までの間に東京都千代田区富士見一丁目2番32号東京ルーテルセンタービル301社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに簡易書留により提出すること。(平成17年5月20日(金)までの消印のあるものに限り有効とする。)

### 3 その他

- 平成17年保育士試験の案内を県庁及び各総合支庁において配布する。
- 平成17年保育士試験実施要項及び受験申請書の配布を希望する者は、「山形県保育士試験実施要項請求」と朱書きした封筒に、140円切手を貼付けしあて先を明記した返信用封筒(角型2号)を同封して、平成17年4月11日(月)から同年5月13日(金)までの間に、社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに郵送すること。(平成17年5月13日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。)
- 詳細については、社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター(電話0120(4194)82)又は健康福祉部児童家庭課(電話023(630)2278)に問い合わせること。

平成17年4月1日印刷  
平成17年4月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056